

再 申 入 書

2024（令和6）年3月4日

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-18-22

フェイマス丸の内ビル6階

株式会社オルリンクス製薬 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

2023（令和5）年10月31付けの申入書に対し、同年11月8日付けで回答を頂きまして、ありがとうございました。貴社の回答をふまえ、下記に述べるとおり、再度の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2024（令和6）年5月10日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

第1 定期購入の解約

第15条 各定期コースの休止・解約手続きについて

やむを得ない理由により LINE での解約ができない方に関しましてはメール(info@orlinks.jp)又は FAX (052-756-2639)での解約も受け付けております、その際は不正注文、二重注文防止のため身分証明書（※2）（※3）の開示が必須になりますのでご了承くださいませ。

1 申し入れの趣旨

本件利用規約から、定期コースの解約の方法を、やむを得ない場合を除き LINE による方法に限定している条項、及び、やむを得ない場合にはメール・FAX による解約を認めるもののその際には身分証明書の開示を必須とする条項の削除を再度求めます。

2 申し入れの理由

貴社は、転売目的の不正購入を防止するためには LINE 以外の解約の場合の身分証明書の開示が必要と主張されます。

しかしながら、転売防止目的は、購入申込時において消費者が提供する住所や氏名、生年月日、電話番号に基づく消費者の特定により果たすことが可能です。また、身分証明書の写しの提出を求められると、その悪用をおそれた消費者が解約手続をすることができなくなる可能性があります。もし貴社が厳格に本人確認を求めるのであれば解約手続き時ではなく、購入申込時に求めるという方法もあり、解約手続き時の厳格な本人確認を求ることは解約を不当に制限しているにほかなりません。

したがって、解約手続きにおいて、身分証明書の開示を必要とする理由がないえ、解約を躊躇させるものであることから、本件規約のうち、定期コースの解約の方法を、やむを得ない場合を除き LINE による方法に限定して

いる条項、また、やむを得ない場合にはメール・FAX による解約を認めるもののメール・FAX による解約の際には身分証明書の開示が必須となる条項は、消費者契約法第 10 条により無効となりえますので、これらの条項の削除を求めます。

第 2 親権者の同意

第 18 条 未成年者様のご利用について

- (1) 「親権者の同意を得ている」欄にチェックを入れたご注文の取消し、返品、返金について

ご注文フォームの生年月日から未成年者であることが明らかである会員で、「未成年者の場合、親権者の同意を得ております」の欄にチェックを入れているご注文に関しては、親権者様または、後見人様の承諾を得て本商品をご購入されているものと認識いたしておりますことをご了承下さい。

- (2) 「親権者の同意を得ている」欄のチェック漏れによる取消し、返品、返金について

お申込み者が未成年者の場合は、お申込みフォームにある「親権者の同意を得ている」欄に必ずチェックを入れて下さい。

1 申し入れの趣旨

本件利用規約から第 18 条(1)を削除することを求めます。

2 申し入れの理由

電子商取引及び情報財取引等に関する準則（令和 4 年 4 月経済産業省）によれば、電子商取引における「詐術」（民法 21 条）に該当するには、「未成年者の場合は親権者の同意が必要である」旨を申込み画面上で明確に表示・

警告した上で、申込者に生年月日等の未成年者が否かを判断する項目の入力を求めているにもかかわらず未成年者が虚偽の生年月日等を入力したという事実だけでなく、更に未成年者の意図的な虚偽の入力が「人を欺くに足りる」行為といえる必要があります。

本件利用規約第 18 条(1)においては、「親権者の同意を得ている」欄へ未成年者がチェックしたことをもって、貴社が、親権者の同意を得ているものと認識するものとしています。しかしながら、これは、チェックボックスへのチェックにとどまるものであり、「人を欺くに足りる」意図的な虚偽の入力ということはできません。したがって、「詐術」（民法 21 条）に該当せず、未成年者取消が可能です。そうであるにもかかわらず、本件利用規約第 18 条(1)のような記載を残すことは、未成年者取り消しを制限することを消費者に示すものに等しいと言わざるを得ません。そうすると、本件利用規約第 18 条(1)は、消費者の権利を制限し、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものといえます。

よって、消費者契約法 10 条に反し、無効となりえるものと考えますので、本件利用規約から第 18 条(1)の削除を求めます。

以上